

論文

## 会計参与制度導入の経緯—計算書類の適正性確保に関する議論との関連で—

## A historical study of the introduction to the accounting advisory system

星野 有理子<sup>1)</sup>  
Yuriko Hoshino平川 茂<sup>2)</sup>  
Shigeru Hirakawa

## ■Abstract

The accounting advisory system is an institution of a company stipulated in the current Companies Act, which came into effect in 2006, with the aim of increasing the confidence in the accuracy of the statements in the calculation-related documents of small and medium-sized entities.

In this paper, the sequence of events of the introduction of the accounting advisory system under the current Companies Act is clarified in relation to the discussion on the appropriateness of financial statements of small and medium-sized entities and the social background that accompanies it, focusing on previous studies and the diet records.

**Key Words:** Small and medium-sized entities, The accounting advisory system, Small business finance, Financial statements, Corporate governance

## 1 はじめに

会計参与は、中小企業の会社法上の計算関係書類（会社計算規則2条3項3号）の記載の正確性の信頼を高めることを目的に、2006（平成18）年施行の現行会社法に任意規定として導入された株式会社の機関である。その職務は取締役と共に会社の計算書類を作成・保存し、債権者等に必要に応じて当該計算書類を開示することである（江頭2008、263）。

大企業では昭和40年不況による粉飾決算を契機に、これを防止する措置を講ずることが緊急の課題となり、1974（昭和49）年の商法改正で会計監査人制度が創設された。これに伴い中小企業でも会計監査に関して独立した制度の新設を図ることに関する議論がはじまった。それまで中小企業では、監査役が業務監査と会計監査の両方の職務を担っていた。監査役のほとんどは会計専門家ではなく、計算書類の適正性についてあまり問題とされてこなかった。その後も1981（昭和56）年および1990（平成2）年の商法改正に係る議論で適正性の確保に関する議論はされつつも、制度化には至らなかった。

しかしながら2000年代に入ると計算書類の重要性がわが国で叫ばれるようになり、2006（平成18）年施行の現行会社法にて、会計参与が創設されることとなった。

では、この会計参与制度の導入のきっかけとなった計算書類の適正性の確保の要請はなぜ2000年代になって議論が活発になったのであろうか。また、従来は簡易的な外部監

査として計算書類の適正性を確保するという趣旨で議論されてきたことが、株式会社の機関として取締役と共同で計算書類を作成する当事者という形で組み入れられたのはなぜだろうか。

本稿では現行会社法における会計参与制度の導入の経緯について、当時の国会の議論や先行研究を中心に、中小企業の計算書類の適正性等に関する議論とそれに付随する社会的背景との関連で明らかにする。

## 2 会計参与制度の創設までの議論

会計参与制度導入の社会的背景と会社法との関わりを明らかにする前に、会計参与制度が成立するまでの議論について整理したい。

本章では、旧商法における監査制度に関する議論及びそれを嚆矢とした中小企業の計算書類の適正性の確保に関する制度導入の議論を概観する。

## 2.1 昭和49年から平成2年までの商法改正に係る議論

1974（昭和49）年に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（昭和49年法律第22号）が成立し、会計監査人監査が証券取引法適用会社及び資本金10億円以上の会社に義務付けられた。なお、衆参両院の法務委員会がそれぞれ小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化をはかるといった趣旨の附

1) 近畿大学大学院産業理工学研究科産業理工学専攻 博士後期課程2年

2) 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科 准教授

帯決議をなしており、酒巻(1986、20-21)はこれについて、大会社と中小会社の規制分化の必要性の社会的認識が一般に存在していたと述べている。

そして、1984(昭和59)年の「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点(以下、問題点と称する。)」では、会計監査人制度を拡大し経営の健全化を計算書類の適正という観点から強化しようと、会計監査人監査を受けない非公開会社のうち一定規模以上のものは、会計専門家による会計帳簿の記入漏れ又は不実記載等に限定した「監査」の強制をしようか(法務省参事官室1984、七)との試案が提案された。

その翌年、法制審議会商法部会は、問題点及び審議中の「限定『監査』又は『調査』」をめぐる諸問題について研究すべく商法監査問題研究会を設置し、「商法監査問題研究会報告書(以下、報告書と称する。)」を公表した。この報告書では、小規模・閉鎖企業に対する「簡易監査」について、「『貸借対照表および損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか』について報告する」としておりこれが後の議論の中心となる会計調査人制度の基礎となった。(商法監査問題研究会1985、二)。

この報告書をもとに、1986(昭和61)年に法務省民事局参事官室が「商法・有限会社法改正試案」を公表し、会計調査人調査制度についての構想が示された。株式会社のうち、会計監査人の監査を受けないものは会計調査人による調査を義務付けるというもので、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」を報告することを職務とする案である。これは会計監査人による監査よりは程度が低いものの、会計専門家による外部の簡易監査として位置づけられ、なおかつ基本的には簡易監査対象企業の計算書類の作成には関わらないものである。

その一方で、この案への意見照会について、「監査は唯一」で、「正規の監査」とは会計監査人による監査制度のみであり、それ以外は認められないという意見<sup>1</sup>、そして中小企業及び中小企業関連団体からは、調査に際する費用面の負担が過重すぎるといった指摘(日本税理士会連合会2019、2)があり、結果的に1990(平成2)年の商法改正時に制度化されるには至らなかった。しかし、会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度について、速やかに立法上の措置を講ずること等の附帯決議がなされた。

## 2.2 平成18年の現行会社法の施行に伴う会計参与制度の創設

2002(平成14)年から審議がなされはじめた機関設計の

自由度を高める政策判断に基づいて、会社法においては「会社法制の現代化」という大目標に従い審議が開始され、翌年に法制審議会会社法部会はこれまでの審議の結果を取りまとめるに至った。法務省民事局参事官室は2003(平成15)年「会社法制の現代化に関する要綱試案」(以下、要綱試案)を公表した。この要綱試案において、ベンチャー企業等には円滑な資金調達を図るために自社の計算書類の適正を確保したいというニーズがあり、小会社であるが故に会計監査人の監査を受けることができないという法的制限は非合理的であるとの理由から、会計監査人の設置が強制されない会社は会計監査人を任意で設置できるとされた(法務省民事局参事官室2003、62)。

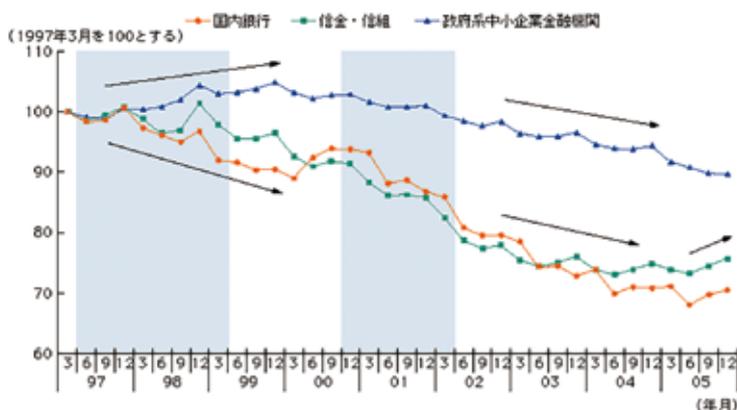
更にその翌年には、自由民主党政務調査会法務部会商法に関する小委員会より「会社法制の現代化に関する中間とりまとめ(案)」が公表された。そこではじめて株式会社の内部機関である会計参与制度の創設が提案され、その職務は中小企業の計算書類の適正を確保する目的で、会計に関する専門的識見を有する公認会計士又は税理士が、経営者と計算書類を共同で作成することであった(自由民主党政務調査会法務部会商法に関する小委員会2004、4)。これにより、計算書類の適正が確保されるだけでなく、取締役・執行役による計算書類の虚偽記載や改ざんを防ぎ、信頼性も高めることができると期待された。

このような経緯を経て、2004(平成16)年8月に法務省は「会社法制の現代化に関する要綱案(第二次案)」の中で正式に公認会計士及び税理士の双方が担うことのできる会計参与制度を正式に取り上げた。それと同時に、新しい会社法案に組み入れられ、2005(平成17)年5月に衆議院にて、同年6月に参議院にて可決され、2006(平成18)年5月の現行会社法施行により導入された。

## 3 会計参与制度導入の社会的背景

中小企業の計算書類の適正性の議論に関しては、平成2年の商法改正までは中規模程度の会社には会計調査人による外部からの簡易監査を制度化する方向で議論が進められていた。一方で現行会社法に組み入れるべく取りまとめられた会計参与は、計算書類の適正性の確保という観点は会計調査人と同様であるが、株式会社の機関として自ら計算書類を作成する職務を担う点ではアプローチが異なっている。繰り返しになるが、そもそも会計参与制度はなぜ導入されることとなったのであろうか。また、外部から計算書類の適正性を担保するのではなく、会計参与が自ら取締役と共同で計算書類を作成する当事者となり、その適正性と正確性の向上を図ることを目的として成立したのはなぜであらうか。本章では、いくつかの異なる視点からこれにつ

図表1 中小企業向け貸出残高の推移



資料：日本銀行「金融経済統計月報」他より中小企業庁調べ  
 (注) 1. 国内銀行は、信金・信組を除く国内銀行勘定、国内銀行信託勘定、海外店勘定の合計。  
 2. 政府系中小企業金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。  
 3. 網掛け箇所は、景気後退期(景気の山から谷にかけての期間)

出所：中小企業庁2006、第1-3-11図。

いて検証し、考察する。

### 3.1 バブル崩壊後の中小企業金融の影響

まずはバブル崩壊後のわが国の中小企業金融の影響からみていきたい。図表1はバブル崩壊後の中小企業向け貸出残高の推移を示したものである。これによれば、バブル崩壊後の1990年代後半から「国内銀行」や「信金・信組」の貸出残高は下降傾向にある<sup>2</sup>。

実物経済の低迷や不動産価値の急激な下落のみならず、バーゼル規制による自己資本比率規制及び早期是正措置の導入といった事柄への対策を行うため、銀行は従来とは異なる融資の形態を取らざるを得なかったことがうかがえる<sup>3</sup>。その結果、自らの貸出資産を圧縮し、中小企業に対しては貸し渋りや貸し剥がしといった銀行行動をとったものと考えられる。

また、先行研究からバブル崩壊後の中小企業金融について竹下(1999、209)は、金融機関が設定している不動産や有価証券などの値下がり原因で担保不足が生じており、債権者自体も有効な担保物件の提供が困難であったとする。また荒(1999、24-27)も中小企業の倒産が深刻化している原因の一つに金融機関の貸し渋りを挙げ、不良債権の償却を急ぐあまり、自己資本充実の最低のガイドラインを守るために貸付金の抑制を行ったためであると述べる。そして平井(2005、2)は、従来の固定的な融資関係から、企業の経営状況や将来性に応じた融資の必要性が高まっていることを指摘している。

これらのことから、中小企業に対して金融機関が融資をするにあたり、担保価値に頼らない新たな融資の評価基準の必要性が高まったことがうかがえる。したがって、企業

実態を把握するための一つ的手段として、計算書類の適正性が問われることとなったと考えられる。

### 3.2 計算書類の適正性の確保の必要性

中小企業の計算書類については、経理担当者の人材不足や会計専門知識を有する者がいないことなどに起因してその適正性について議論がなされてきたところである。また、これは会社法会計及び法人税法会計の規定に則って作成されるものであるが、特に会社法会計に関しては法規定に従わなくとも咎められない現状があり、問題とされてきた。

若杉(1985、14)は、小規模会社は社会的影響力が小さいことから、商法等の法規定に従わなくても社会的に問題にされることがないとし、更に会計専門家でないことがほとんどの監査役が計算書類を厳密に監査しているとは考えにくいいため、計算及びその公開に関しては会計報告書の適法性や適正性は担保されていないと指摘した。

また、河崎・万代(2010、72)は、慣行として取得原価に基づく会計処理や、確定決算主義に基づく税務申告が中小企業が計算書類を作成する目的の大きな割合を縮めており、法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われていると述べる。そして櫻庭(2015、35)は従来から中小企業の決算書は税金の申告に限れば税法ベースでも問題はなく、小規模な同族経営の企業など、利害関係者があまり存在しない場合にもことさら問題にはならなかったことを指摘する一方で、中堅規模の中小企業の場合には利害関係者の存在が大きくなるため、会社法に則った適法な決算書の必要性が高まったとする。

それ以外にも、中小企業の計算書類の位置付けは2000年

代に入ってからの社会情勢の変化に伴い重要となってきた。武田 (2002, 21) は、小会社の近代化を促進するための会計の制度的基盤を確立する方向での施策が必要であると述べている。例えば銀行からの融資を受けるに当たり、適正な計算に基づく会計専門家による保証が必要となったこと、そして中小企業自らが直接に証券市場を通じた資金調達が可能となり、そのような変化の中にあつて基本的に重要なものとして、計算の適正と保証の問題が制度化されることが必要となったことなどを挙げている。

以上のことから、中小企業の計算書類の適正性の確保のために新たな制度を検討することや会社法会計上の適法正を高めることなどが求められていたことがわかる。先に述べたように、過去には会計調査人調査制度の議論がなされていたが、外部監査として導入するには、会計調査人を担うことのできる会計専門家の人数が不足していることや、簡易監査自体が成立しないことなどを理由に計算書類の適正性自体に問題があることは認識されながらも実現はしなかった。しかしながら2000年代に入ってからは、これ以外にも中小企業のコーポレート・ガバナンスへの関心が高まったことなども相まって、計算書類を作成する当事者としてその適正を確保する会計参与制度が創設されたものと考えられる。

更に、会計参与制度の議論と軌を一にして中小企業向け会計基準の議論もなされた。現在わが国の中小企業向け会計基準には「中小企業の会計に関する指針 (以下、中小指針と称する)」と、「中小企業の会計に関する基本要領」が存在している。これはいずれも現行会社法第431条に規定される「一般に公正妥当な企業会計の慣行」に該当するものであり、特に中小指針は会計参与が寄るべき会計基準であることをその目的の一つとしている。このように、法整備と会計基準を併せて制定することで、これまで長年議論されてきた中小企業の計算書類の適正性に関する問題について、一応の制度の整備がなされた。

### 3.3 中小企業のコーポレート・ガバナンス

わが国のコーポレート・ガバナンスは、1980年代半ばまで、メインバンク制や株式持ち合いを通じた利害関係者の相互監視によるインサイダー型が特徴であった。しかしながら、先に述べたバブル景気の崩壊によりこれらの慣行が縮小傾向に転じたことから、それ以降の経済の停滞や経済のグローバル化などの社会環境の変化に対応する必要性が高まり、「より積極的な経営判断を後押しする仕組み」の強化が求められるようになった (内閣府2016, 111)。

このようなコーポレート・ガバナンスへの取り組みは大企業のみならず中小企業にとっても重要である。中小企業

は所有と経営が一致している場合が多く、外部からの規律付けが働きにくいのが一般的である。こうした中小企業の資金調達の方法は、依然としてメインバンク制を中心としているが、そうであっても中小企業の経営規律の向上や企業改善に向けてはコンプライアンス体制の整備に向けた取り組みが重要であるとする (内閣府2016, 111)。

中小企業のガバナンス上の問題点は、所有と経営の未分離であり、加えて大企業のような内部統制システム構築のための「経営資源や認識」が不足している傾向にある (商工総合研究所 2017, 22)。

またこの問題点は、従来から計算書類の適正性の確保にも影響を与えてきた。若杉 (1985, 14) は、利害関係者をディスクロージャー制度を通じて保護するためには、会計制度を合理化し、その運用を適正化することが急務であるとしたうえで、会計基準と監査制度の組み合わせを小規模会社に適合するように構築すべきであると考えを述べている。武田 (2002, 21) は、「小会社の発展を考えると、小会社にふさわしいコーポレート・ガバナンスを念頭に置いて、それに適合した法的枠組みを設計することが必要である。」とし、そのことが計算の適正と明確化を確保し、更に小会社を取りまく利害関係者の保護をも果たすことのできるような制度構築となると述べる。

これらの先行研究から、中小企業の多くは経営に対して意見すべき株主が経営者本人もしくは経営者の一族で構成されているため、計算書類に関してもその適正性を確保できるようなガバナンス上の仕組みが構築されていなかったことがうかがえる。中小企業のコーポレート・ガバナンスの強化は積極的な経営を行うためにも必要なことであり、そのなかで、中小会社の企業実態に則した新たな会計基準や制度の必要性が唱えられていた。その結果、株式会社の機関として会計参与制度が導入されることとなったのである。

### 4. おわりに

本稿では、中小企業の機関として現行会社法に導入された会計参与制度について、創設されるに至った社会的要請が、なぜその時期に議論がなされ始めたのかということについて考察した。そして、従来は簡易監査として議論されてきた計算書類の適正性の確保について、取締役と共同で計算書類を作成する株式会社の機関として導入されることとなったのはなぜなのかということについて検討した。

導入の契機を検討するにあたり、中小企業の計算書類の適正担保についての議論を中心に、1974 (昭和49) 年の会計監査人監査制度の導入からはじまり2006 (平成18) 年に創設されるに至るまでの商法及び会社法の改正に係る歴史

的事実を概観した。

次に概観した歴史的事実を前提に、第一の間について、会計参与制度の創設とそれを取り巻く社会環境の変化との関わりを中心に検証した。これについては、従来とは異なった中小企業金融の必要性が高まったことや、資金調達が多様化などが進行したことにより、計算書類の適正性とそれを保証するような仕組みが中小企業にも強く求められるようになったことが原因であることを示した。バブル崩壊後の中小企業金融は、貸し渋りや貸し剥がしなどの銀行行動により厳しい状況にあり、従来の担保主義による貸出やメインバンク制を見直す必要があった。そのため、企業の経営状況などを把握し、担保に頼らない新たな融資の判断基準が必要となり計算書類の適正性が求められるようになっていたものと考えられる。

また、第二の間について、計算書類を作成する段階から会計専門家が関与するような仕組みを制度として組み入れることが望まれていたことを示した。中小企業においてもコーポレート・ガバナンスの強化とその整備に対する取り組みが求められており、会計に関しては、会社法に則った計算書類の作成について、小規模な会社は社会的影響力が小さいことから、従わずとも必ずしも注目されてこなかった。

また、中小企業の多くは、所有と経営が一致しており、株主などの利害関係者が少数であることから、外部からの規律付けが働きにくい傾向にある。このような状況下において、計算書類の適正性の確保と中小企業のコーポレート・ガバナンスの強化が同時に達成されるには、適切な制度を整備する必要がある。このことから、適正性や適法性を確保する仕組みとして、計算書類の作成直接会計専門家が執り行う会計参与制度が株式会社の機関として導入されるに至ったと考えられる。

会計参与制度の創設は、中小企業の計算書類の適正担保に係る長年の議論が結実したものである。中小企業の積極的な資金調達とその多様化及び取引先の拡大が推進されるなか、計算書類から得られる企業情報は重要な役割を持つ。今後は、特に中小企業のコーポレート・ガバナンスの観点から、より深くその関わりについて考察していきたい。

#### (注)

- 平成2年5月25日第108回国会衆議院法務委員会第4号にて、「商法等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）」についての議論のなかで、1974（昭和49）年の商法改正時に会計調査人調査制度の導入が先送りされた理由のひとつとして公認会計士協会からの反対意見があったことが述べられている。
- 政府系中小企業金融機関の貸出残高が一時的に増え

ているのは、1998（平成10）年8月に金融庁が公表した「中小企業等貸し渋り対策大綱」の影響が考えられる。これは民間金融機関の不良債権処理が進行するにつれて中小企業等への信用収縮も進行し、資金調達環境がより一層厳しさを増すことへの対策である。これにより信用補完制度及び政府系金融機関の融資制度の拡充や、政府系金融機関の金利減免措置の延長などが図られた。

- 渡辺・植杉（2008、175-180）は、「一定の自己資本比率を維持する必要に迫られていた金融機関」ほど、当時政府の経済対策として利用されていた信用保証制度による特別信用保証付き貸し出しを増やす代わりに従来の信用保証なし貸し出しを減らすという「旧債振替」を行う動機が存在したことを指摘している。これにより貸し出し資産を圧縮せざるをえなくなり、結果として信用保証制度を利用した中小企業に対しては貸し渋りや貸し剥がしが緩和しなかったとしている。

#### 参考文献

- 稲葉威雄. 1977. 「額面株式と無額面株式」『旬刊商事法務』775号：6-7.
- 稲葉威雄. 2004. 「中小会社における計算の適正確保と法整備」『税理』47(11)：2-9.
- 居林次雄. 1993. 「監査役制度の改正について」『研究年報（富山大学日本海経済研究所）』18巻101-119.
- 江頭憲治郎. 門口正人. 2008. 『会社法体系第3巻（機関・計算等）』青林書院.
- 遠藤孝. 1982. 「81年商法等改正の展開－会計学の観点から、その意義、特質の解明－」『駒沢大学経済学論集』14(1)：1-31.
- 河崎照行. 万代勝信. 2010. 『詳解中小会社の会計要領』中央経済社.
- 金融庁. 1998. 『中小企業等貸し渋り対策大綱』（平成10年8月28日）<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/980902tusan.html>（最終閲覧日：令和3年4月30日）
- 斎藤孝一. 2013. 「会計参与制度の法的研究」『名古屋商科大学論集』58(1)：53-116.
- 酒巻俊雄. 1986. 『大小会社の区分立法』学陽書房.
- 自由民主党政務調査会法務部会商法に関する小委員会. 2004. 「会社法制の現代化に関する中間とりまとめ（案）」（右山昌一郎. 2006. 『会計参与制度と実務のポイント』新日本法規.）
- 商工総合研究所. 2017. 『コーポレートガバナンスと中小企業－中小企業の生産性向上を促す「攻めのガバナンス」－』平成29年度調査研究事業報告書.
- 商法監査問題研究会. 1986. 「商法監査問題研究会報告書」『企業会計』38(6)：61-69.
- 武田隆二. 2002. 「小会社会計基準の設定の必要性」『旬刊商事法務』1620号：16-22.
- 内閣府. 2016. 『平成28年度年次経済財政報告』（平成28年8月）<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je16/index.pdf.html>（最終閲覧日：令和3年4月30日）
- 日本税理士会連合会. 2019. 『会計参与制度の手引』（平成31年2月）<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/>

uploads/doc/cpta/business/accounts/tebiki190221-2.pdf (最終閲覧日：令和3年4月30日)

- 平井裕秀. 2005. 「『中小企業の会計』及び会計参与制度と中小企業金融～中小企業の会計の室の向上に向けて～」『税理』48(14)：2-7.
- 法制審議会商法部会. 1967. 「監査制度に関する問題点」『旬刊商事法務研究』413号：8-10.
- 法務省民事局参事官室. 1975. 「会社法改正に関する意見照会について」『ジュリスト』593号：39-41.
- 法務省民事局参事官室. 1984. 「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」『ジュリスト』818号：42-58.
- 堀口亘先生退官記念論文集刊行委員会. 1993. 「中小会社監査の立法課題」『現代会社法・証券取引法の展開』. 経済法令研究会. 141-142.
- 宮島司. 2000. 「会社法改正とコーポレートガバナンス」『商事法務』1569号：30-38.
- 若杉明. 1985. 「小規模会社の会計制度をめぐる諸問題」『企業会計』37(6)：12-19.
- 渡辺努. 植杉威一郎. 2008. 『検証中小企業金融』日本経済新聞出版社.